

27雲監第64号  
平成27年11月24日

雲仙市長 金澤秀三郎 様

雲仙市監査委員 山田 義雄  
雲仙市監査委員 坂本 弘樹

平成27年度随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、  
同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 随時監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の主題

本庁及び各総合支所・施設等における現金出納事務について

#### 2 監査の目的

本庁及び各総合支所・施設等における税金や使用料など窓口納付で徴収し保管している現金並びに釣銭用現金の保管状況及び収納事務が、法令や条例・規則等に基づき適正に処理されているかどうかを検証するために監査を行った。

#### 3 監査の対象部局

対象部局		番号	対象施設等
会計課		1	会計課窓口
市民生活部	市民窓口課	2	戸籍窓口
	収納推進課	3	個別徴収用
産業振興部	観光物産課	4	夕日の広場駐車場
		5	マリンパーク駐車場
	国民宿舎望洋荘	6	望洋荘
教育委員会	生涯学習課	7	鍋島邸
		8	瑞穂町公民館
		9	国見文化会館
		10	千々石町公民館
		11	ハマユリックスホール
		12	小浜駐在
	スポーツ振興課	13	雲仙市吾妻体育館
		14	みずほすこやかランド
国見総合支所	市民生活課	15	出納室窓口
		16	戸籍窓口
瑞穂総合支所	市民生活課	17	出納室窓口
		18	戸籍窓口
愛野総合支所	市民生活課	19	出納室窓口
		20	戸籍窓口
千々石総合支所	市民生活課	21	出納室窓口
		22	戸籍窓口
小浜総合支所	市民生活課	23	出納室窓口
		24	戸籍窓口
		25	雲仙出張所
南串山総合支所	市民生活課	26	出納室窓口
		27	戸籍窓口

#### 4 監査の期間

平成27年10月21日から10月22日まで

#### 5 監査の方法

会計管理者から提出された資料によると本庁及び各総合支所・施設等の手持現金は、窓口等における釣銭用現金として、各所管課長（現金出納員）に対し預り証を徴して、現金総額3,449,000円（12課、27施設）が交付されている。

今回の監査は、すべての施設等へ出向き手持現金の実査及び収納事務について、事前に作成を依頼していた調査表を基に所管課長等から説明を求め、質問するなどの方法により監査を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 監査結果の概要

監査対象となった27施設の所管課において会計規則に基づき、現金出納員・現金取扱員の任命行為が行われているか台帳の確認を行うとともに雲仙市会計職員の証（身分証票）を携帯しているかについて監査した結果、すべての所管課で規則どおり整備されていた。

次に、会計管理者から交付されている釣銭用手持現金3,449,000円について実査したところ、いずれも適正に管理されていた。

また、窓口等における使用料及び手数料等の現金収納事務の実態を調査したところ、各総合支所出納窓口においてはレジスターが整備され、統一したマニュアルに基づき適正に収納事務がなされていた。

その他施設等においても、概ね適正に処理されていたが、一部に問題が見受けられ、次のような所感を持ったところである。

- (1) 小浜夕日の広場駐車場において、現金受領がないまま領収書を交付し、後日現金を受領している事案が確認された。このような取り扱いは不適切であり即改善されたい。
- (2) 小浜マリパーク駐車場において、釣銭不足から管理人（嘱託職員）の手持ち現金で両替をしている実態が見受けられた。原因として、昨今駐車場に隣接するほっとふっと105（足湯施設）への観光客増加に伴い、大型バスや一般車両の駐車場使用が大幅に増台し、交付されている釣銭用手持現金の不足によるものと思料される。よって、所管課は実情に見合った釣銭を施設に交付すべきと考える。

(3) 収納推進課において、個別徴収用の納付書No.が手書きされているため、不正防止の観点から印字に改められたい。また、納付書簿冊の管理徹底に努められたい

むすびに、本庁、各総合支所や施設等における現金取扱いについて、概ね適正に処理されているが、手持現金については、事故防止の観点から実績に見合った適正金額の見直しに努められたい。